

住生活月間功労者表彰受賞

市の空き家活用事業への取り組みが、住宅行政の推進等に顕著な功績があったとして、国土交通省から表彰されました。



空き家の有効活用を通じて、引き続き定住を促進し、市の活性化を図ります。

☎住宅政策課 住宅係
☎お太助フォン 47-1202

ヘルプマーク・ヘルプカード

周囲に支援や配慮を伝えにくい言語障害など、外見から障害が分かりにくい方が、周囲から支援や配慮を得やすくするための「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」を配布しています。

所持した方を見かけたときは、できる範囲での支援や配慮をお願いします。

「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」は、社会福祉課障害者福祉係、または各支所窓口係で無償で配布しています。



ヘルプマーク

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当:高田
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130

社会保険料として控除されます

納付した国民年金保険料の全額がその年の課税所得から社会保険料として控除されます(扶養家族の保険料も控除対象)。

年末調整や確定申告で社会保険料控除を受ける場合には、日本年金機構から送付される控除証明書、または領収書の添付が必要です。申告まで大切に保管してください。

控除対象

1月1日~12月31日の間に納付した保険料

控除証明書送付時期

1月1日から9月30日までの納付分 11月上旬

10月1日から12月31日まで納付分 令和3年2月上旬

☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107



制度に関するお知らせ

行政情報

後期高齢者医療制度 交通事故などに遭ったら

交通事故など、第三者(加害者)の行為で病気やけがをした場合は、後期高齢者医療被保険者証で治療を受けることができます。この場合、後期高齢者医療広域連合が医療費を一時的に立て替え、後日加害者に費用を請求します。

※後期高齢者医療制度を使って治療を受けるときには届け出てください。

※医療機関受診時に、第三者の行為による受診であることを伝えてください。

第三者(加害者)から治療費を受け取ったり、示談を済ませると後期高齢者医療保険が使えなくなることがあります。示談の前には必ず保険医療課医療保険年金係に相談してください。

■交通事故以外で届け出が必要な場合

- 他人の飼い犬などにかまれてけがをしたとき
- 飲食店等で食中毒になったとき
- 傷害事件でけがをしたとき

☎保険医療課 医療保険年金係 担当:深井
☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130

予約・申し込みで マイナポイントがもらえます

マイナンバーカードを使って、マイナポイントの予約・申し込みを行い、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をする上限5,000円分のポイントがもらえます(令和3年3月31日まで)。

■マイナポイントの予約・申し込みに必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード作成時に設定した数字4桁の暗証番号
- 決済業者のサービスID・セキュリティーコード

■マイナポイントの予約・申し込み方法

- スマートフォン、パソコンでの申し込み
- 郵便局(窓口)やセブンイレブン(ATM)、ローソン(マルチコピー機)などでの申し込み

※総合窓口課窓口係、各支所窓口係では職員が予約・申し込みをサポートします。

☎総合窓口課 窓口係 担当:小井・常光
☎お太助フォン 42-5616 ☎42-2130
各支所(連絡先はP3目次下部に記載)

障害者の有料道路割引

対象の方は、有料道路割引を受ける前に社会福祉課障害者福祉係、または各支所窓口係で手続きをしてください。

《対象者》以下のいずれかに該当する方

| | |
|-----------------------------|--|
| 障害者自身が運転する場合 | 身体障害者手帳を所持する全ての方 |
| 障害者以外の方が運転し 障害者自身が乗車する場合 | 第1種の身体障害者手帳 または 第1種の療育手帳を所持している方 |

《対象車両》

自家用の「乗用自動車」「貨物自動車」「特殊用途自動車」「二輪自動車(総排気量が125ccを超えるもの)」
※登録できる自動車は、障害者一人につき1台です。
※登録車利用時のみ割引対象です。

《割引額》

- 通常料金の半額
- ※ETC時間帯割引・休日割引とは併用できません。
※有効期限の2か月前から更新の手続きができます。

《申請時必要書類等》

- 身体障害者手帳、または療育手帳
 - 自動車検査証、または軽自動車届出済証
 - 運転免許証(障害者本人が運転する場合)
- ※ETCでの割引時には以下も必要です。
- ETCカード(原則、障害者本人名義のもの)
 - ETC車載器の管理番号が確認できるもの(ETCセットアップ申込書・証明書など)

☎社会福祉課 障害者福祉係 担当:井木
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130